

原 議 保 存 期 間	5年（令和12年3月31日まで）
有 効 期 間	一種（令和12年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
 警 視 庁 交 通 部 長 殿
 各 道 府 県 警 察 本 部 長
 （参考送付先）
 警察大学校交通教養部長

警 察 庁 丁 運 発 第 9 5 号
 令 和 7 年 3 月 5 日
 警察庁交通局運転免許課長

安全運転相談の充実・強化について（通達）

運転免許センター等の安全運転相談窓口（以下「相談窓口」という。）や警察署において実施されている安全運転相談（以下「相談」という。）については、「安全運転相談実施要綱の制定について（通達）」（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第30号）において定める「安全運転相談実施要綱」及び「安全運転相談の充実・強化について（通達）」（令和5年2月13日付け警察庁丁運発第23号）に基づき運用されているところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり所要の改正を行い、令和7年3月24日から運用することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 相談を受ける機会の拡大

相談を必要とする高齢者等の中には、時間的、場所的な制約や個別の事情により、既設の相談窓口において相談を受けることが困難な者がいることから、各都道府県警察の実情に応じ、以下の方法を参考に、高齢者等の負担の軽減に配慮しつつ、相談を受ける機会の拡大を図ること。

(1) 相談窓口の周知

相談に関しては、安全運転相談ダイヤル「#8080（シャープハレバレ）」が運用されていることのほか、高齢者本人だけでなく、その家族等からの相談も受け付けていることについて、都道府県警察のホームページ、ポスター及びリーフレット等各種広報媒体を活用して周知することにより、相談窓口をより身近に感じてもらい、積極的に利用してもらうこと。

(2) 声掛けからの相談の実施

運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新等のため来所する高齢者等に対し、積極的に声掛けを行い、更新手続等に関する教示や補助と併せて、相談を受け付けている旨を案内し、相談の申出があった場合には、加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転の継続に必要な指導・助言や、運転免許証等の自主返納（申請による運転免許の取消しに伴う運転免許証の返納又は免許情報記録の抹消。以下「自主返納」という。）制度及び自主返納者等に対する各種支援施策に関する教示を行うこと。

(3) 訪問による相談の実施

平素から高齢者と接する機会の多い民生委員や社会福祉士等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者が集まりやすい町内会・自治会や老人クラブ等の集い、公民館・老人ホーム等の施設を訪問し、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

(4) 巡回による相談の実施

相談を必要とする高齢者等は、必ずしも運転免許センター等の近隣に居住していないなどの事情により、運転免許センター等へ来所せず、相談の申出を断念する場合も考えられる。このため、管内における高齢者の生活状況、公共交通機関の整備状況等を踏まえ、運転免許センター等への来所が困難な高齢者が多く居住する地域を重点として、当該地域を管轄する警察署又は交番・駐在所を計画的に巡回し、高齢者等から積極的に相談を受け付け、上記(2)と同様の指導・助言や教示を行うこと。

なお、巡回先となる警察署等においては、巡回相談の実施計画等についてあらかじめ管内住民に周知し、予約の受付・調整を行うなどして、効率的に、より多くの高齢者等の相談を受け付けることができるよう取り計らうこと。

2 相談窓口における専門性の高い職員の確保

高齢化の進展に伴い、今後、高齢者等からの相談の増加や相談内容の複雑化が進むことが予想されることから、部内の配置転換や新規の体制強化により、相談窓口に以下のような専門性の高い職員を確保するよう努めること。

なお、相談を申し出る高齢者は、加齢に伴う身体機能の低下が著しく、すぐにでも運転を中止させる必要がある者や、適切な指導により安全運転の継続を支援していく必要がある者等様々であることから、上記1(3)の訪問又は(4)の巡回による相談の実施に際しては、可能な限り、以下(1)及び(2)に掲げる者に対応させること。

(1) 医療・介護・福祉に関する知識を備え、高齢者等への応接に知見を有する者

運転免許センター等の相談窓口に見護師や保健師といった医療系専門職員を配置し、その専門知識をいかした対応を行うことは、相談を申し出た高齢者等にとっても有意義なものと考えられる。このため、看護師や保健師といった有資格者を始め、専門知識を備えた人材を確保し、積極的に相談窓口配置すること。

(2) 加齢に伴う身体機能の低下を踏まえた安全運転指導等に知見を有する者

加齢に伴う身体機能の低下には個人差があり、高齢者の運転能力にも個人差があることから、安全運転ができる者については、機械的に自主返納制度等についての教示を行うのではなく、例えば、

- ・ 体調がすぐれないときの運転はしない
- ・ 夜間の運転はしない
- ・ 雨や雪の日に運転はしない
- ・ 不慣れた道路や長距離、長時間の運転はしない
- ・ 高速道路での運転はしない

といった補償運転等を促すほか、先進安全技術を搭載した安全運転サポート車を紹介するなど、安全運転の継続に必要な助言を行い、運転継続を支援していくことが重要である。

一方、高齢者の中には、長年の運転経験からくる過信や日常生活におけるマイカーへの依存から、自動車等の安全な運転に支障を及ぼす状態にあっても、運転の中止や自主返納を行わない者がいることも考えられる。

このため、高齢者講習指導員の要件を満たす者等の運転指導を行うことができる職員を積極的に養成するとともに、専門的な見地から、相談業務にも従事させること。

3 相談終了後の継続把握・継続対応

各都道府県警察においては、相談を終了した場合、相談終了日、相談終了番号を始め、相談者の氏名、住所、生年月日、相談窓口における対応状況等を記録した帳簿等を保管するよう努めているところ、特に運転能力が低下し、安全運転の継続が困難ではないかと疑われるにもかかわらず、運転の中止や自主返納を行わない者については、

相談終了後も定期又は不定期に、相談者本人又はその家族等に連絡を取り、その後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査等を行うなど適時適切な対応に努めること。

4 関係機関・団体等との連携の更なる強化

相談を必要とする高齢者等の取扱いに関し、地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）を始め、地域の医療・介護機関等との相互連絡窓口を設定し、緊密に情報を共有するなど、更なる連携強化を進めること。